

学校経営方針

1. はじめに

今、私たちは予測困難な時代を生きている。VUCA（ブーカ）という言葉が象徴するように、私たちを取り巻く社会は「変動性」「不確実性」「複雑性」「曖昧性」に満ち、従来の常識や価値観が通用しにくくなっている。このような時代において、子どもたちがどんな困難にも柔軟に対応できる力を身につけることが重要である。したがって、授業ではICTを効果的に活用し、時代に即した課題解決能力を養うとともに、発達段階に応じた社会的な問題について考える機会を設け、持続可能な社会の創り手としての資質を育てていきたい。

現行の学習指導要領では、社会生活の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者と協働して問題を解決する力が求められている。本校では、この理念を基盤に、子どもたちが自分の考えを発表し、他者と意見交換を行うような授業や取組を推進する。対話や発表の場を積極的に取り入れ、思考力、判断力、表現力を育てる。

本校の学校教育目標である「**自分で考え行動し 仲間とともに成長する**」を実現するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めていく必要がある。個々の学びに合わせた支援を行い、子どもたちが自分のペースで学ぶことができる環境を整える一方で、グループ活動や共同作業を通じて、他者との協力やコミュニケーション能力を高めていく。これにより、子どもたちは自分の力を信じ、他者と協力しながら成長していくことができる。

すべての子どもが豊かな学びを得られるよう、これからは個別の支援が重要である。障害のある子どもや学習に困難を抱える子どもに対しては、専門的な支援を行い、教職員間での共通理解を深める。また、いじめや不登校などの問題については、未然防止の取組と早期発見を徹底し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して支援を行う。さらに、家庭や地域との連携を強化し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう支援していく。

さらには、子どもたちに他者を尊重し、共に生きる力を育てるために、人権教育をより充実させ、人権にかかわる問題として「いじめ」に対する理解を深められるように、自他の権利について考える取組を系統的かつ組織的に行なっていく。また、文化や価値観の違いを認め合い、互いに尊重し合う姿勢を育み、ダイバーシティかつグローバルな社会で活躍できる資質・能力を身につけさせていきたい。

おわりに、家庭や地域とともに、すべての子どもたちが豊かな人生を送るための「生きる力」を身につけられるよう、教職員一丸となって教育にあたる所存である。

2. 本校の教育目標

【学校教育目標】

「自分で考え行動し 仲間とともに成長する」

【めざす子ども像】

校訓 明るく元気な子
よく考え行動する子
思いやりのある子

【本年度の重点目標】

学習指導要領に示されている「生きる力」を育む

- ・生きて働く知識・技能の習得
- ・未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
- ・学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

3. 具体的方策

○学校運営体制

- ・学校の基本的な教育方針を周知・共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ・企画委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえた適正な職員会議を運営する。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の適正化・効率化を進める。
- ・学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、協議会形式で学校評議員及び保護者からなる学校運営協議会から提言や評価を受ける。また、学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。

○教職員の服務

- ・全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行する。
- ・児童に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。
- ・職務上知り得た情報に対する守秘義務を遵守させる。また、児童の個人情報を「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて適正に管理する。
- ・教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底する。また、メンタルヘルスにも留意し、教職員の労働安全衛生における意識を高める。
- ・学校運営協議会等で働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進める。

○学習指導

- ・学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- ・「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル（誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ）を子ども一人一人が自己決定できるようにしていく。
- ・すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全

体で育成する。

- ・豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していけるよう、教育課程の編成を行う。
- ・教育目標の実現に向けて、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てる。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有する。
- ・「全国学力・学習状況調査」について、児童の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に生かせるように取組む。
- ・児童の発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。
- ・個に応じた学習を推進するため、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組を進める。
- ・児童が1人1台端末・ICTを文房具として活用する授業改善を図る。
- ・児童が情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して、論理的思考を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に行う。
- ・総合的な学習の時間等において、答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する。
- ・児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。また、授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにする。
- ・スタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実していく。
- ・学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。
- ・確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究（研究内容）を設定し、組織的な取組を一層進める。
- ・授業研究の進捗や成果を発信するため、年間に1度以上、外部講師を招聘した公開授業を実施する。

○読書活動

- ・豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ・司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科等横

断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

- ・児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ・各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。
- ・文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫を行う。また、新聞については、2紙の配備を行う。

○児童支援（生徒指導）

- ・児童の自己指導能力を育成するため、すべての児童への発達支持的生徒指導を推進する。
- ・校長の責任とリーダーシップのもとに、生徒指導主体者が全校指導体制を構築する中心的役割を担い、問題等への組織的対応の要の役割を果たす。
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深める。
- ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけや、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。
- ・心の教室相談員、スクールカウンセラー等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。また、アンケート調査を学期に1回実施し、個人面談等による実態把握に努める。事案の発見・通報等があれば「いじめ防止対策委員会」が中心となり迅速に対応し、いじめの事実の有無の確認や保護者への報告等を行う。
- ・生起したいじめに対しては事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め、解決が図れるようにする。
- ・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」を活用して教職員全体の共通認識を深める。
- ・不登校児童への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。
- ・児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる体制を充実するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる児童に対しては保護者をはじめとする家庭状況を把握するなど、未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、スクールソーシャルワーカー

等の専門家や関係機関と連携して進める。

- ・職員の児童虐待への認識を深めるとともに虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや枚方市のまるっとこどもセンターへ通告し、教育委員会に報告する。
- ・児童の携帯電話等の学校への持ち込みについては原則禁止とし、携帯電話等の危険性を認識させ、自ら対処できる力を育成する。
- ・学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回開催する。
- ・問題行動が発生した時は、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応に努め、ケース会議を実施するなど組織的な対応を行う。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努める。

○キャリア教育・進路指導

- ・9年間を見通して、児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるようキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援する。
- ・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう小中学校が連携し、児童・保護者に中学校の情報を提供するよう努める。

○道徳教育

- ・道徳科の授業において、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の生き方について考えを深められるよう、指導の工夫に努める。
- ・評価については、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価とする。

○人権教育

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ・児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進する。
- ・課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努める
- ・人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図る。

○平和教育

- ・平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努め、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

○健康教育

- ・児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭と連携して児童の運動習慣を育むなど、体力向上の取組を推進する。
- ・体育活動中の事故防止対策について、施設や用具等の安全点検を行い、児童に対し、安全のためのルールや決まりを順守するよう指導の徹底を図る。
- ・学校保健委員会を開催し、家庭・地域・主治医・学校医・保健医療機関と連携を図りながら、児童自らが健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導する。
- ・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、児童に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染防止対策を励行し、また正しい知識といじめ等人権に配慮した指導を行う。
- ・学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症には十分な対策をとる。
- ・AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整える。
- ・アレルギー疾患を持つ児童については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を必要に応じて活用し、安心して学校生活をおくることができるよう努める。特にアナフィラキシーショック症状への対応については、万一の場合を想定した職員のエピペン研修を給食が始まる4月当初に実施する。
- ・食に関する指導を教育課程に位置づけ、全体計画を作成し、望ましい食習慣の形成を図る。また、学校教育自己診断を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。

○特別活動・その他の教育活動

- ・児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- ・学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行う。
- ・儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

○安全・防災

- ・学校安全活動について、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。
- ・実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- ・児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実に努める。
- ・児童が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するため、防犯教育及び防災教育の充実に努める。

- ・安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備などの異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、登下校時における子どもの安全確保について、地域学校安全ボランティアや子どもの安全見守り隊等と連携するなど、協力体制を構築する。
- ・自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方などのマナーを学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して実施する。また、保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行う。

○支援教育

- ・共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進める。
- ・障害のある児童の保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受ける児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用をし、個に応じた指導を充実させる。
- ・通常の学級に在籍する発達障害のある児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に努め、個に応じた指導を充実させる。
- ・校内組織体制を整備して、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ・障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ・適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。
- ・医療的ケアが必要な児童及び基礎疾患がある児童、重症化リスクの高い児童に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

○研修・人材育成

- ・校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。
- ・初任期教職員の育成にあたっては、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する。

- ・学習指導要領の趣旨や内容等の理解を図る研究・研修を実施し、教材研究や授業づくり等の授業改善の取組を組織的に進める。
- ・児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を組織的・計画的に進め、学校全体で研究授業・研修の充実を図る。
- ・評価・育成システムを活用して、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。
- ・市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に努める。
- ・研修の受講については、「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるように努める。

○教育環境

- ・施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行う。
- ・様々な理由で学校に登校できない児童の学びを止めないために、ICT を効果的に活用した取り組みを積極的に行う。
- ・1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外（運動場や校庭等）や校外学習等で、児童がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取組を行う。
- ・ICTを使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。
- ・ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。
- ・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の責任の下、校内情報セキュリティ管理者や校内情報セキュリティ担当者などが中心となり、ICT支援員と協力して組織的に進める。

○学校・家庭・地域の連携

- ・保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。
- ・教育計画や学校の抱える課題について、積極的に情報の公表に努め、説明責任を果たす。
- ・「学校教育自己診断」等を活用して、家庭や地域との相互理解を推進する。
- ・学校ブログ等を活用し、教育活動に関する情報を保護者や地域へ積極的に提供する。
- ・学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進する。